

2020 年度 大阪経済大学緊急修学援助奨学金収入に関する証明書等確認台紙

学 籍 番 号	学 年	氏 名

☆父と母両方の「収入に関する証明書」を提出してください。

令和元年（平成 31 年）分の収入を証明する書類（裏面参照）が必要です。

※配偶者控除有無に関わらず、父と母両方の証明書が必要です。

※無収入の場合：「所得金額 0 円と記載のある所得証明書」（役所発行）が必要です。

☆母子（父子）家庭の場合は、併せて「住民票（世帯分）※コピー不可」を提出してください。

ただし、収入に関する証明書に「寡婦（寡夫）控除」の記載がある場合は、不要です。

☆家計急変者を証明する書類と急変後の収入に関する証明書も提出してください（別紙参照）。

確認事項：

この用紙に収入に関する証明書等をクリップ留めしてください

※ご記入いただいた個人情報については、奨学金に関する業務以外に利用することはありません。

※提出いただいた書類は採用・不採用に関わらず返却いたしません。ご了承ください。

提出に関しての注意

- 1.令和元年（平成31年）度分の収入を証明する書類を提出してください（詳細は以下参照）。
※役所発行の所得証明書は、平成30年分の金額となるため不可。
- 2.マイナンバー記載のないものを提出してください。
- 3.証明書は、コピーで構いません（給与支払見込証明書は除く）。

―令和元年分の収入を証明する書類について（父母それぞれ以下から少なくとも1通ずつ提出）―

令和1年の家計支持者収入状況	提出物(原則コピー可)	備考
給与所得者	令和1年度源泉徴収票	中途就職や退職の日付があるものは不可。 →給与支払(見込)証明書
確定申告者(自営業者など)	確定申告書の控え(令和2年2月～3月申告)	税務署受付印のあるもの。 ※電子申告者は、「申告内容確認票」と「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」または「即時通知」を提出。
平成31年1月2日以降に就職・転職	給与支払(見込)証明書 ※コピー不可	書式は、奨学金係で配付。 勤務先の印必要。 出ない場合は、直近3カ月以上の給与明細コピー。
雇用保険基本手当(失業給付)受給者	雇用保険受給資格者証	ハローワークにて交付。
年金受給者	年金に関する証明書	公的年金の源泉徴収票、年金振込通知書、年金額改定通知書のいずれか。
各種手当受給者	通知書のコピー(児童扶養手当・児童手当など)	-
平成30年1月1日以前から収入なし	所得金額0円と記載のある所得証明書	役所で発行できます。
年度途中で退職、現在無職無収入	収入に関する事情書	書式は、奨学金係で配付。

家計急変者の必要書類について

1.家計急変の書類例 ※コピー可

家計急変(※1)を証明する書類として、下記のうち該当する書類を提出してください。

加えて、家計急変事由発生前後の収入に関する証明(※2)も必要となります。

＜家計急変書類の例＞

死亡診断書(生計維持者の死亡)、離職票や雇用保険受給資格者証(生計維持者の失職)、
破産手続開始決定の通知(生計維持者の破産)、罹災証明書(災害被害を受けた)
離婚証明(父母の離婚) **新型コロナウイルスによる収入減少の場合は不要**

※1 家計急変とは・・・

生計維持者の失職・退職、生計維持者の死亡、生計維持者の破産、父母の離婚、病気や事故等の理由で主たる生計維持者について著しく支出が増大もしくは収入が減少(新型コロナウイルスによる収入減少も対象)した場合 など

※2 家計急変事由発生後の収入に関する証明について

例①) 2019年5月に父(生計維持者)が死亡

→「令和元年度(内容は平成30年分)所得証明書」(死亡前の収入)

※令和元(平成31)年の収入に関する証明書類は不要

例②) 2020年1月に父(生計維持者)が失職(雇用保険受給中)

→「令和元(平成31)年の源泉徴収票」+「雇用保険受給資格者証」(失職後の収入)

例③) 2020年3月に父(生計維持者)が新型コロナウイルスの影響で収入減少(現職継続中)

→「令和元(平成31)年の源泉徴収票」+「減少後の給与明細コピー(発行分全て)」

証明書関連について不明点がある場合、早急に学生課奨学金係までお問い合わせください。

以上